1. 電気需給契約のお申し込みと供給開始日について

- ・お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、適用を希望される契約種別の料金定義書、東急でんき重要事項説明(本書面)、 販売代理事業者が定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、指定の様式または東急パワーサプライホー ムページにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- ・申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- ・供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライにてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
- ・万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに販売代理事業者へその旨をお申し出いただく必要がございます。

2. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- ・従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の売電気事業者にご確認 ください。
- ① 過去電力使用量の照会不可
- ② 解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
- ⑤ 電気ご使用量のお知らせ (検針票) の戸別配布終了
- ⑥ 従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可
- 例) 東京電力エナジーパートナー株式会社の場合:電化上手等

3. ご契約の内容について

- ・契約種別は、従量電灯 B・従量電灯 C・低圧電力のうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- ・ただし、お客さまがスマートナイトプラン・EV 応援プランをお申込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。
- ・契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として変更はできません。
- ・お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等について 30A とさせていただく場合(従量電灯 B)、60A とさせていただく場合(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。
- ・お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただくことがあります。
- ・契約電流が 15A 以下の場合等、当社が提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。
- ・供給電圧は 100V、200V、100V および 200V のいずれかとし、周波数は 50Hz とします。
- ・低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4. 電源構成・非化石証書の使用について

- ・東急パワーサプライは、LNG 火力等による電気に再エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー 100% の電気として供給いたします。
- ・電源構成および非化石証書の使用状況については、それらの計画値および実績値を、東急パワーサプライホームページにて公表することにより、お客さまにお知らせいたします。

5. 電気で使用量や電気料金の計算方法について

- ・電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- ・電気料金は、電気需給約款【低圧】・料金定義書にもとづいて計算されます。
- ・料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約に おける契約開始月等、上記によらない場合があります。
- ・電気料金は、基本料金、電力量料金(燃料費等調整額を加減します。)、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。
- ・燃料費等調整は、原油・LNG・石炭の燃料価格および卸電力取引市場におけるスポット市場価格の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みです。その計算方法と具体的な単価は東急パワーサプライホームページをご覧ください。
- ・スマートナイトプラン、EV 応援プランは、時間帯別料金制のため、スマートメーターにより時間帯別使用量が計量できることが前提のプランです。30 分ごとの使用電力量が取得できない場合は、当該期間に計量された使用電力量を均等に配分して得られる値を 30 分ごとの使用電力量といたします。
- ・電気使用量および請求金額は、お客さま専用 Web サイト(マイページ)にてご確認いただけます。お客さま専用 Web サイト(マイページ)の初期パスワードは、 原則として供給開始日までにお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。

6 電気料金のお支払いについて

- ・電気料金のお支払いには、販売代理事業者が定めるお支払い方法をご選択いただけます。詳しくは販売代理事業者までお問い合わせください。
- ・ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、別に定める手数料をご負担いただきます。
- ・その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から東急パワーサプライに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

7. 電気の需給に関するお客さまご協力のお願い

- ・電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給約款に規定された以下の事項を順守していただきます。
- それにともない、東急パワーサプライもしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
- ① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などの作業用地の確保
 ② 零気の零給お上が保安上の必要がある場合に、東前のお知らせ後に一般洋配需事業者が実施
- ② 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
- ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立入り
- ④ お客さまの電気のご利用にともない他の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の 適知

8. 契約期間と契約更新について

- ・契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日が属する年度(4月1日~3月31日)の末日までとします。
- ・ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も 1 年毎に同一条件で継続されるものとします。

9. お客さま希望による契約変更または解約について

- ・転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。お問い合わせ先までご連絡ください。
- ・契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、以下に記載するお問い合わせ先までご連絡ください。

10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について

- ・東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。
- ① 電気需給約款【低圧】によって電気の供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ② お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと東急パワーサプライが判断した場合
- ③ 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
- ④ その他、お客さまが電気需給約款【低圧】等の規定に違反した場合

11. 無契約状態となった場合の手続きについて

・お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、東急パワーサプライより契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。 そのため、他の小売電気事業者に小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があります。

12. 電気料金その他の改定について

・東急パワーサプライは、電源の調達状況が変化した場合、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合など、電気需給約款等を改定することがあります。その場合、変更内容およびその適用開始日を東急パワーサプライホームページにおいて公表いたします。

13. 電磁的交付について

- ・東急パワーサプライまたは販売代理事業者は、電気需給約款【低圧】、料金定義書、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、東急パワーサプライホームページ、電子メール等の東急パワーサプライまたは販売代理事業者所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- ・お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。
- (1) 電気需給契約を更新するとき
 - ① 供給条件の説明を行う場合 更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容

東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号

- (2) 電気需給約款等を変更するとき((3) に定める場合を除く)
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項のみとすること
 - ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容

東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号

- (3) 電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
 - ① 供給条件の説明を行う場合 変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ② 契約締結後の電磁的交付 これを行わないこと

14. EV 応援プランについて

- ・E V応援プランB/Cのお申込みにあたっては、お申込者ご本人または同居家族が電気自動車(E V)またはプラグインハイブリッド車(P H V)を所有または使用されていることもしくはその見込みであることが主たる条件となります。この条件に当てはまらないお客さまは、お申込みいただけませんので、ご了承ください。
- ・E V や P H V を譲渡された場合など、本プランの条件を満たさなくなった場合には、速やかにご連絡ください。東急パワーサプライにおいて、適切な契約種別に変更させていただきます。
- ・E V 応援プラン B / C の契約期間が通算して 5 年経過するごとに、お客さまの電気自動車等の所有状況等をご確認させていただきます。
- ・上記の確認にご協力いただけない場合には、東急パワーサプライの従量電灯Bまたは従量電灯Cなど、適切な契約種別に変更させていただきます。

15. 個人情報の取り扱いについて

- ・東急パワーサプライは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を次に記載した目的で利用いたします。
 - 東急でんき&ガスをはじめとする東急パワーサブライサービス(以下、「東急パワーサブライサービス」といいます)の受付および提供のため
 - 2) 東急パワーサプライサービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
 - 3) 東急パワーサプライサービスの情報提供およびお問合せ対応等のサポートならびにサービス向上のため
 - 4) 東急パワーサプライサービスの料金その他の請求業務を行うため
 - 5) エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替え・点検等の保安活動のため
 - 6) 懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
- 7) 契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる東急パワーサプライ、東急グループ各社および提携先企業等の 商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
- 8) 東急グループ各社および東急パワーサプライサービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
- 9) お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 10) 他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
- 11) その他東急パワーサプライの事業と密接に関連する目的に利用するため
- ・その他のお客さまの個人情報の取扱いに関する詳細は、東急パワーサプライホームページをご覧ください。

16. お問い合わせ先

・申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下の窓口へお問い合わせください。

株式会社 東急パワーサプライ (小売電気事業者登録番号 A0069) お客さまセンター 0120-109-708 受付時間 9:30~18:30

・販売代理事業者の連絡先

YOUテレビ株式会社

一般電話・携帯から 0120-317-230 受付時間 10:00~17:00

■クーリング・オフに関する事項

本契約が訪問販売でご契約された場合で、お客さまがクーリング・オフを行おうとするときは、お申込書(お客さま控え)裏面に記載された事 項をよく読んでお手続きください。